

(証券コード7779)
平成27年6月8日

株 主 各 位

茨城県つくば市学園南二丁目2番地1

CYBERDYNE株式会社

代表取締役社長 山海嘉之

第11回定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第11回定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

今回の定時株主総会には、「定款一部変更の件（1）」を議案として上程いたしますが、当該議案につきまして、会社法第322条第1項第1号ハに基づく決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくことになりました。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月23日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 茨城県つくば市吾妻1-10-1
ノバホール 大ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

【第11回定時株主総会】

- 報告事項 1. 第11期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第11期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件（1）
- 第2号議案 定款一部変更の件（2）
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

【普通株主様による種類株主総会】

決議事項

- 議案 定款一部変更の件

インターネットによる開示について

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち以下の事項につきましては、下記の当社ホームページに掲載しておりますので、法令及び当社定款第22条の定めに基づき、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、以下の事項のうち「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、本招集ご通知の提供書面に記載されている連結計算書類及び計算書類とともに、会計監査人の監査対象となっております。
 - ① 事業報告のその他新株予約権等に関する重要な事項
 - ② 連結計算書類の連結注記表
 - ③ 計算書類の個別注記表
- 本招集ご通知発送後、株主総会の会日の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、下記の当社ホームページにおいて、掲載することによりお知らせいたします。

当社ホームページ ▶▶▶ <http://www.cyberdyne.jp/company/IR.html>

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度においては、日本政府が開催したロボット革命実現会議における議論を踏まえ、ロボットを少子高齢化の中での人手不足やサービス部門の生産性の向上という日本が抱える課題の解決の切り札にすると同時に、世界市場を切り開いていく成長産業に育成していくための国家戦略(ロボット新戦略)が策定され、今後は経済好循環に向けた各種施策が推進される見込みです。

また、当社グループが属する医療・介護福祉・生活支援分野でのロボットの業界は、「健康長寿社会」の実現を目指す国家成長戦略上の重点分野と位置づけられており、今後、更なる研究開発や導入促進策や規制緩和等が実施されるとともに、著しい成長が期待されています。

このような事業環境のもと、当社グループは先進長寿国に共通の「重介護」という社会課題に対して、人とロボット等の融合複合した革新的サイバニクス技術を研究開発し、生活支援インフラ化・社会実装を推進することを通じて、『重介護ゼロ社会』の実現に挑戦しています。

医療分野においては、新製品開発と臨床研究を推進するとともに、治療サービス事業を展開してまいりました。世界最大の医療マーケットである米国においては、平成26年11月にFDA(米国食品医薬品局)にHAL®医療用(下肢タイプ)の医療機器承認の申請書類を提出し、平成27年中の承認を目指しています。既に医療機器認証を取得している欧州においては、HAL®医療用(下肢タイプ)による機能改善治療に対してドイツの公的労災保険が適用されており、ドイツ等で進めている大規模な臨床試験に注力して、今後は公的医療保険への適用保険の拡大、適用疾患の拡大、適用地域の拡大を目指して参ります。日本においては、HAL®医療用(下肢タイプ)について、平成25年3月から希少性難治性の神経・筋難病疾患の患者に対する医師主導治験を実施し、平成27年3月に「新医療機器」としての薬事承認申請を行いました。HAL®医療用(下肢タイプ)は希少疾病用医療機器として優先審査を受けているため、平成27年末の承認が見込まれています。また、HAL®医療用(下肢タイプ)の医師主導治験は、神経・筋難病疾患が終了した平成26年8月の翌月より適用疾患を脳・脊髄疾患にまで拡大して実施されています。一方で平成26年12月に、HAL®医療用(下肢タイプ)による治療が東京圏国家戦略特区で混合診療の対象として内閣

総理大臣による認定を受けました。HAL®医療用(下肢タイプ)は、平成27年3月末時点で、治療サービスを提供しているドイツ子会社Cyberdyne Care Robotics GmbH等6施設で運用されており、国内の治験用HAL®とあわせて111台が稼働中です。

介護福祉の分野においては、HAL®介護支援用(腰タイプ)が新たに製品化され、HAL®作業支援用(腰タイプ)と同時に平成26年11月に介護者向け装着型ロボットとして世界で初めて国際安全規格(ISO13482)の認証を取得し、平成27年3月末時点において介護施設を中心に45台が稼働中です。HAL®福祉用・自立支援用(下肢タイプ)は、平成27年3月末時点で日本国内の福祉施設や病院等166施設で運用され、384台が稼働中です。また、超小型軽量のHAL®自立支援用(単関節タイプ)も新たに製品化され、平成27年3月末時点で33台が稼働中です。

生活支援の分野においては、HAL®作業支援用(腰タイプ)が新たに製品化され、HAL®介護支援用(腰タイプ)と同時に平成26年11月に作業者向け装着型ロボットとして世界で初めて国際安全規格(ISO13482)の認証を取得し、平成27年3月末時点において建設現場や工場現場を中心に44台が稼働中です。また、ティーチング・プレイバック機能を新しく搭載した新型自動搬送ロボットも新たに製品化され、平成27年3月末時点において工場現場を中心に3台が稼働中です。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は子会社事業の本格稼働や新製品(腰タイプの介護支援用・作業支援用HAL®、単関節タイプの自立支援用HAL®、新型自動搬送ロボット)の上市により631,278千円(前年同期比38.3%増加)を計上し、売上原価は主に子会社事業の立上げによる一時的費用等により359,798千円(同46.3%増加)を計上した結果、売上総利益は271,479千円(同29.0%増加)となりました。

研究開発費は新製品開発及び臨床試験の加速により983,278千円(同37.3%増加)を計上し、その他の販売費及び一般管理費は主に海外募集による新株式及び転換社債型新株予約権付社債の発行に伴うファイナンス関連の一時的費用の発生及び子会社事業の拡大により1,054,320千円(同62.6%増加)を計上した結果、営業損失は1,766,118千円(同53.0%増加)となりました。

また、助成金収入及び受託研究事業収入を中心に1,064,868千円の営業外収益を計上したこと及び株式発行費用を中心に206,603千円の営業外費用を計上したことにより、経常損失は907,854千円(同32.9%増加)となりました。以上の結果、当期純損失は915,893千円(同33.1%増加)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は3,440百万円であり、その主なものは、(仮称)革新的医療産業創出推進拠点建設のための神奈川県川崎市の土地や(仮称)次世代型多目的ロボット化生産拠点建設のための福島県郡山市の土地の取得であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、当社グループの革新的な医療機器や医療技術に関する欧州・北米・日本における国際臨床及び国際認証のプロセスを加速するとともに、グローバルなネットワークの構築、国内での量産体制の拡充、及び先進的な技術や人材の獲得を目的として、平成26年4月23日を払込期限とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式の発行により1,035百万円、平成26年12月12日に海外募集による新株発行により21,130百万円の資金調達を行っております。また、平成26年12月12日にCYBERDYNE株式会社2017年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債20,000百万円を発行いたしました。

(4) 他の会社の株式その他の持分の取得又は処分の状況

当社は、平成26年12月に、ロボット制御システムの開発やクラウド・ロボティクス事業を行っているRapyuta Robotics株式会社の株式及び転換社債型新株予約権付社債を取得しております。

また、平成27年2月に、スフェロイド(多数の細胞の凝集体)を3次元的に積層する革新的なバイオ3Dプリンティング技術を有し、細胞組織をカスタムメイドで立体再生する再生医療ベンチャーである株式会社サイフューズの株式を取得しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、人・機械・情報系を融合・複合した新しい研究領域であるサイバニクスを事業のドメインとして、サイバニクス技術を用いて人や社会の役に立つ製品・サービスを開発・提供することを事業の目的としております。この革新的なサイバニクス技術を駆使して開発したロボットスーツHAL[®]は、世界で初めて人間装着型ロボットとして実用化に成功しており、これを世界規模での社会貢献に役立てるための当社グループの課題としては、次のように考えております。

①革新技術・新産業創出のための研究開発活動

当社グループの研究開発活動は、「チャレンジ（挑戦）」「海外展開」「イノベーション（革新）」の3つのキーワードを柱とし、高齢化社会を支えるイノベーション企業として「革新技術の創出」「新産業創出」を含む「社会実装」を実現し事業推進するための研究開発や事業戦略の研究開発などを複眼的に行っています。

最先端サイバニクス技術を駆使したロボット医療機器を革新技術として創出するためには、国内の大学・研究機関、病院、行政機関、企業等と連携し、また医薬品や再生医療との複合療法などの研究開発を推進して参ります。

②目的志向の研究開発を機軸とした人材育成

当社グループは、日本発の革新技術を国際展開して新産業として創出するために、「目的指向の研究開発」を基軸としています。その担い手である当社グループの役員には、人や社会事業としての目標達成の観点から必要とあれば、たとえ異分野の研究開発、ノウハウ習得であってもその専門家となって研究開発活動等を推進する突出した能力、自分の専門にこだわらない適応性・柔軟性、そして「出口指向の発想力」が求められています。今後、海外の病院や大学、企業や自治体等と連携して、革新技術・機器を用いた新しい治療手法や運用技術そして海外拠点でプロモータとして活躍すべき人材を当社グループに集積し、グローバルに活躍できる人材の育成を図って参ります。

③EUでの各種保険収載

HAL®医療用（下肢タイプ）は、平成25年6月にロボット治療機器として、EU市場へ医療機器を輸出するために必要なMDD（欧州医療機器指令）について、第三者認証機関であるTÜV Rheinlandより適合認証を取得しております。これにより、HAL®医療用（下肢タイプ）は、CEマーキングを表示することによって、EUの国別の規制を受けることなく、世界の医療機器市場の31%（※1）を占めるEU域内で自由に流通・販売させることができます。また現在、EU最大の医療機器市場であるドイツにおいて、HAL®医療用（下肢タイプ）を利用した機能改善治療の治療費の全額が、公的労災保険に収載されており、医療機器としてHAL®の新市場が開拓される過程にあります。

一方で、今後EUにおいてHAL®が世界標準の医療・介護福祉機器として販路・数量の拡大を加速するためには、EUの主要な国々における医療保険制度において、保険収載され、かつ、適切な保険点数を獲得する必要があります。当社グループは、現在各国の審査プロセスや提供すべき臨床データを明らかにするために、スウェーデンのカロリンスカ研究所（ダンドリード病院）とドイツ

のベルクマンズハイル大学病院においてH A L®の臨床試験を実施して臨床試験データを蓄積している最中であり、EUの主要な国々での各種保険の早期かつ好条件での収載を目指します。

④米国での医療機器販売許可

今後当社グループがH A L®を世界の医療機器市場の39%（※1）を占める米国内で流通させるためには、医療機器としてFDA（米国食品医薬品局）の販売許可を取得する必要があるため、平成26年11月にFDAにH A L®医療用（下肢タイプ）の医療機器承認の申請書類を提出し、平成27年度中の承認を目指しています。

⑤日本国内での医療機器の許認可取得

当社グループがH A L®を世界の医療機器市場の9%（※1）である日本国内で医療機器として流通させるためには、薬事法に従った許認可取得が必要です。具体的には、H A L®医療用（下肢タイプ）は新規医療機器として、平成25年3月より独立行政法人国立病院機構新潟病院の中島孝医師による医師主導治験「希少性神経・筋難病疾患の進行抑制治療効果を得るための新たな医療機器、生体電位等で随意コントロールされた下肢装着型補助ロボット（HAL-HN01）に関する医師主導治験—短期効果としての歩行改善効果に対する無作為比較対照クロスオーバー試験（NCY-3001試験）」が実施され、平成27年3月に「新医療機器」としての薬事承認申請を行いました。H A L®医療用（下肢タイプ）は希少疾病用医療機器として優先審査を受けているため、平成27年度中の承認が見込まれています。またH A L®医療用（下肢タイプ）の医師主導治験は、神経・筋難病疾患が終了した平成26年8月の翌月より適用疾患を脳・脊髄疾患にまで拡大して実施されています。

⑥介護福祉ロボット事業の推進

現在、日本は超高齢社会となり、65歳以上の高齢者が平成24年10月1日現在約3,190万人（総人口の25.1%）、介護保険制度における要介護者又は要支援者は平成24年度末で約561.1万人（※2）となっており、年々増加傾向にあります。また、介護従事者は、平成37年には、現在の2倍、約250万人が必要とされると予測され（※3）、今後国による普及のための方策も期待されており、国内の介護ロボット市場規模（メーカ出荷金額ベース）は、平成27年度に23億円、平成32年度には349億8,000万円に拡大すると予測されています（※4）。

当社は、平成26年度に介護福祉用H A L®として、介護が必要な方の体に装着して立ち座りや歩行などをサポートする自立支援用（下肢タイプ）及びベッドで寝たまの姿勢で腕や脚の関節のトレーニングに対応する自立支援用（単

関節タイプ)、介助者の腰の負担を軽減する介護支援用(腰タイプ)の製品化を実現し、今後更なる開発・改良を進めて参ります。

⑦製品ラインナップの早期拡充

当社グループは健康長寿社会及び重介護ゼロ®社会の実現を目指して、社会的要請の高い順から、1)患者の身体機能改善を目的とした医療用、2)体に障害のある方の自立動作補助を目的とした生活支援用、3)介護や工場での重作業の負荷軽減を目的とした介護・作業支援用の各分野へHAL®の製品化を実現し、更なる改良を推進しております。また、少子高齢化に対応して自動搬送ロボットや自動清掃ロボットや病気を未然に防ぐバイタルセンサーの開発を行っています。当社グループは、これらの製品ラインナップの早期展開に向けて、新製品の設計・開発だけでなく、現場ユーザーと協力して実運用フィールドからのフィードバックを図り、更なる改良に取り組んで参ります。

⑧経営管理体制の強化及び人材の育成

当社グループは、グローバル展開に対応するための経営管理体制の強化及び次世代の人材育成を進める必要があります。当社グループは、内部統制システムの構築について強化が重要な課題と考えており、今後の事業拡大に合わせて、十分な経営管理体制を維持すべく、高度で幅広い専門知識や経験を有する次世代の人材の育成を進めて参ります。

出典

- ※1. Espicom Business Intelligence, “The World Markets Fact Book 2013”
- ※2. 内閣府「平成26年度版 高齢社会白書」
- ※3. 厚生労働省「医療・介護制度改革について 平成23年11月」
- ※4. 矢野経済研究所「介護ロボット市場に関する調査結果 2013」平成26年1月7日

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第8期 平成23年度	第9期 平成24年度	第10期 平成25年度	当期 平成26年度
売上高(千円)	—	—	456,375	631,278
当期純損失(△)(千円)	—	—	△688,171	△915,893
1株当たり当期純損失 (△)(円)	—	—	△39.49	△9.48
総資産(千円)	—	—	6,434,768	48,289,052
純資産(千円)	—	—	5,995,828	27,777,298
1株当たり純資産額(円)	—	—	321.95	268.05

- (注) 1. 当社では第10期より連結計算書類を作成しております。
2. 当社は、平成25年10月25日付けで株式1株につき200株の株式分割を行っております。このため第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 当社は、平成26年8月1日付けで普通株式及びB種類株式1株につきそれぞれ5株の割合で株式分割を行っております。このため第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第8期 平成23年度	第9期 平成24年度	第10期 平成25年度	当期 平成26年度
売上高(千円)	341,216	286,457	448,543	588,631
当期純損失(△)(千円)	△590,184	△573,326	△672,764	△890,532
1株当たり当期純損失 (△)(円)	△7,022.81	△6,589.43	△38.61	△9.21
総資産(千円)	3,738,358	2,927,794	6,373,749	48,238,237
純資産(千円)	3,096,583	2,523,257	6,010,180	27,815,874
1株当たり純資産額(円)	35,590.05	29,000.62	322.72	268.46

- (注) 1. 当社は、平成25年10月25日付けで株式1株につき200株の株式分割を行っております。このため第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 当社は、平成26年8月1日付けで普通株式及びB種類株式1株につきそれぞれ5株の割合で株式分割を行っております。このため第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社

当該事項はありません。

② 子会社の状況

名称	資本金	議決権の 所有割合 (%)	主要な事業の内容
Cyberdyne Care Robotics GmbH	EUR 25,000	75.1%	HAL®を利用した機能改善治療サービス事業
鈴鹿ロボケアセンター株式会社	3,000千円	100.0%	HAL®を活用したトレーニング事業及び介護保険事業
湘南ロボケアセンター株式会社	3,000千円	100.0%	HAL®を活用したトレーニング事業及び介護保険事業
大分ロボケアセンター株式会社	3,000千円	100.0%	HAL®を活用したトレーニング事業及び介護保険事業

(8) 主要な事業内容

当社グループは以下の内容を主な事業としています。

- 医療福祉・介護分野向けロボットスーツの研究開発、製造、販売に関する事業
- 労働・重作業分野向けロボットスーツの研究開発、製造、販売に関する事業
- HAL®を利用した機能改善治療サービス事業
- HAL®を活用したトレーニング事業及び介護保険事業

(9) 主要な営業所及び工場

当社	本社	茨城県つくば市
	岡山事業所	岡山県岡山市
	福島事業所	福島県郡山市
子会社	Cyberdyne Care Robotics GmbH	ドイツNRW州ボーフム市
	鈴鹿ロボケアセンター株式会社	三重県鈴鹿市
	湘南ロボケアセンター株式会社	神奈川県藤沢市
	大分ロボケアセンター株式会社	大分県別府市

(10) 従業員の状況

① 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
56名	16名増	38.6歳	2.8年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、正社員及び出向社員の人数です。使用人兼務取締役及び派遣社員は含んでおりません。
2. 上記の他に、契約社員30名がおります。

② 企業集団の子会社等の従業員の状況

子会社名	従業員数	前事業年度末比増減
Cyberdyne Care Robotics GmbH	6 (12) 名	1名減 (11名増)
鈴鹿ロボケアセンター株式会社	1 (4) 名	1名増 (8名減)
湘南ロボケアセンター株式会社	- (15) 名	- (16名減)
大分ロボケアセンター株式会社	1 (4) 名	1名増 (8名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、正社員及び出向社員の人数です。
2. 契約社員の数は () 内に別掲しております。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

普通株式	309,150,000株
B種類株式	38,850,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式	62,788,000株
B種類株式	38,850,000株

(3) 当事業年度末の株主数

普通株式	53,046名
B種類株式	3名

(4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
山海 嘉之	B種類株式 38,848,000 普通株式 21,000	38.24
大和ハウス工業株式会社	普通株式 13,845,000	13.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	普通株式 2,203,200	2.16
GCAS BANA LONDON US CLIENT	普通株式 1,863,000	1.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	普通株式 1,677,000	1.64
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613	普通株式 1,467,201	1.44
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	普通株式 1,288,593	1.26
ドイツ証券株式会社	普通株式 1,246,166	1.22
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505041	普通株式 916,700	0.90
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	普通株式 851,523	0.83

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 平成26年4月23日を払込期限とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の普通株式総数が304,200株、資本金及び資本準備金がそれぞれ517,748千円増加しております。
- ② 平成26年8月1日付で普通株式及びB種類株式について、それぞれ1株を5株に分割したことにより、発行済株式の総数が、普通株式は44,630,400株、B種類株式は31,080,000株増加しております。
- ③ 平成26年12月12日を払込期日とする海外市場における募集による新株発行により、発行済株式の普通株式総数が7,000,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ10,565,100千円増加しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況当該事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況当該事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項
法令及び当社定款第22条の定めに基づき、当社ホームページ <http://www.cyberdyne.jp/company/IR.html> に記載しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 海 嘉 之	筑波大学大学院システム情報工学研究科教授 筑波大学サイバニクス研究センター長 内閣府革新的研究開発推進プログラム (ImPACT) プログラム・マネージャー
取締役	市 橋 史 行	当社改善対応室情報戦略チームリーダー
取締役	宇 賀 伸 二	当社コーポレート部門責任者
取締役	河 本 浩 明	筑波大学大学院システム情報工学研究科准教授
取締役	中 田 金 一	日本大学医学部講師
取締役	中 里 智 行	大和ハウス工業株式会社東京本社経理部部长
取締役	吉 田 和 正	オンキョー株式会社社外取締役 株式会社Gibson Guitar Corporation社外取締役 TDK株式会社社外取締役
常勤監査役	藤 谷 豊	
監査役	ケース・フェレコープ	
監査役	岡 村 憲 一 郎	かえで会計アドバイザリー株式会社代表取締役

- (注) 1. 取締役 中田金一、中里智行、吉田和正の3氏は、社外取締役です。当社は、吉田和正氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役 藤谷豊、ケース・フェレコープ、岡村憲一郎の3氏は、社外監査役です。当社は、岡村憲一郎氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役 藤谷豊氏は、大手銀行における国内外での豊富な業務経験及びあずさ監査法人での内部統制体制構築支援の業務経験を有しており、業務監査及び内部統制に関する相当程度の知見を有します。
4. 監査役 ケース・フェレコープ氏は過去、英国及びオランダにおける弁護士資格を保有し、アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所の外国法事務弁護士（3資格とも現在は返上しています。）を務める等、法律における相当程度の知見を有します。
5. 監査役 岡村憲一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、監査法人での国内外の監査経験やSOX（内部統制）とIFRS（国際財務報告基準）と海外子会社管理のコンサルタントに実績がある等、財務、会計、及び内部統制に関する相当程度の知見を有します。
6. 当社と日本大学との間には特別の関係はありません。
7. 大和ハウス工業株式会社は当社の大株主であり、同社は当社製品の販売代理店であります。
8. 当社とオンキョー株式会社、株式会社Gibson Guitar Corporation及びTDK株式会社との間には特別の関係はありません。
9. 当社とかえで会計アドバイザリー株式会社との間には特別の関係はありません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
取締役	6名	35,000千円	うち社外取締役2名 2,400千円
監査役	3名	9,600千円	うち社外監査役3名 9,600千円
計	9名	44,600千円	

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年5月31日開催の第2回定時株主総会において、年額100,000千円以内、監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第3回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。
2. 上記の支給額には、社外役員の報酬等の額を含んでおります。
3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 期末現在の人員は、取締役7名、監査役3名です。
5. 取締役のうち、社外取締役1名は無報酬です。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	中 田 金 一	当事業年度に開催された取締役会19回中13回に出席しております。医師としての見地から、必要に応じ当社の事業に関し助言を行っております。
取締役	中 里 智 行	当事業年度に開催された取締役会19回中18回に出席しております。豊富な財務と経理の知見に基づき、適宜発言を行っております。
取締役	吉 田 和 正	当事業年度に開催された取締役会19回中18回に出席しております。企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かすとともに、グローバル経営の視点から経営全般にわたり、適宜発言を行っております。
常勤監査役	藤 谷 豊	当事業年度に開催された取締役会19回中19回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会12回中12回に出席しました。必要に応じ、主に出身である金融機関や監査法人で培った豊富な業務経験を生かし、経営管理の知見に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	ケース・フェレコーブ	当事業年度に開催された取締役会19回中18回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会12回中11回に出席しました。主に法律の専門家としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
監査役	岡 村 憲 一 郎	当事業年度に開催された取締役会19回中19回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会12回中12回に出席しました。公認会計士として有する財務及び会計の専門的知見に基づき、適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める金額の合計額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

31,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分ができないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

36,000千円

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外に、財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務及びコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載の事由のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

上記のほか、取締役会は、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提案します。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制、その他株式会社の業務の適正性を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

- (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 企業行動規範を始めとするコンプライアンス体制に係る規定を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とし、その徹底を図るため、財務担当取締役がコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、コンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたり、問題点の把握に努める。
 - 内部監査部門は、財務担当取締役と連携のうえ、コンプライアンスの状況や法令・定款上の問題の有無を調査し、調査結果を定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。
 - 法令上疑義ある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として、ホットラインを設置・運営する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 職務執行に係る情報の保存及び管理は、文書管理規程に定め、これに従い当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保管する。
 - 取締役及び監査役は、それらの情報を常時閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - リスク管理体制の強化を図るため、リスクカテゴリー毎の責任部署を定めるとともに、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社の対応は財務担当取締役が行うものとする。
 - 新たに生じたリスクについては、対応責任者となる取締役を取締役会においてすみやかに定める。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制基盤として、取締役会を月1回定期的に開催するほか、適宜臨時取締役会を開催する。
 - 取締役会の決定に基づく業務の執行状況は、担当する取締役が取締役会において適宜報告し、監査役会がこれを定期的に監査する。
 - 中期経営計画及び年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定する。

- (5) 企業グループによる業務の適正を確保する体制
- 関係会社管理規程を制定し、当社における関係会社管理の主管部門、当社が権限を留保すべき事項及び関係会社からの報告事項等が定められている。また、親会社による関係会社の内部監査も実施できることとしている。
- (6) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役会と協議の上、適切な職員を監査役会を補助すべき使用人として指名することができる。
 - 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役会に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。また、当該使用人の当該期間における人事異動は、監査役会の同意を得るものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制、その他の監査役会への報告に関する体制、その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。
 - 報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。
 - 監査役会は、当社経営陣との定期的な意見交換会を開催し、内部監査部門及び会計監査人との緊密な連携を保ちながら、自らの監査成果の達成を図る。

連結計算書類

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	43,408,245	I 流動負債	457,167
現金及び預金	29,722,189	買掛金	92,195
売掛金	207,622	未払法人税等	69,899
有価証券	12,499,668	その他	295,071
商品及び製品	52,779	II 固定負債	20,054,587
仕掛品	21,956	転換社債型新株予約権付社債	19,883,974
原材料及び貯蔵品	264,473	繰延税金負債	13,335
未収入金	549,893	資産除去債務	70,171
その他	91,013	その他	87,107
貸倒引当金	△1,350	負 債 合 計	20,511,754
II 固定資産	4,880,807	(純資産の部)	
有形固定資産	4,327,931	I 株主資本	27,244,576
建物及び構築物	768,907	資本金	16,511,767
賃貸用資産	179,397	資本剰余金	16,447,767
土地	3,143,151	利益剰余金	△ 5,714,957
その他	236,474	II その他の包括利益累計額	△442
無形固定資産	58,211	為替換算調整勘定	△442
投資その他の資産	494,664	III 新株予約権	530,529
投資有価証券	314,850	IV 少数株主持分	2,634
その他	179,814	純 資 産 合 計	27,777,298
資 産 合 計	48,289,052	負 債 ・ 純 資 産 合 計	48,289,052

(千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		631,278
売上原価		359,798
売上総利益		271,479
販売費及び一般管理費		2,037,598
営業損失		1,766,118
営業外収益		
受取利息	2,830	
助成金収入	891,972	
受託研究事業収入	133,520	
その他	36,544	1,064,868
営業外費用		
支払利息	18,839	
株式交付費	99,409	
固定資産圧縮損	82,463	
その他	5,892	206,603
経常損失		907,854
特別利益		
持分変動利益	4,959	4,959
税金等調整前当期純損失		902,895
法人税、住民税及び事業税	14,616	
法人税等調整額	△2,968	11,648
少数株主損益調整前当期純損失		914,543
少数株主利益		1,349
当期純損失		915,893

(千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	5,428,919	5,364,919	△ 4,799,064	5,994,773
当期変動額				
新株の発行	11,082,848	11,082,848	—	22,165,696
当期純損失	—	—	△ 915,893	△915,893
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	11,082,848	11,082,848	△ 915,893	21,249,803
当期末残高	16,511,767	16,447,767	△ 5,714,957	27,244,576

	その他の包括利益累計額		新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	1,055	1,055	—	—	5,995,828
当期変動額					
新株の発行	—	—	—	—	22,165,696
当期純損失	—	—	—	—	△915,893
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△1,497	△1,497	530,529	2,634	531,665
当期変動額合計	△1,497	△1,497	530,529	2,634	21,781,469
当期末残高	△442	△442	530,529	2,634	27,777,298

(千円未満を切り捨てて表示しております。)

計算書類

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	43,350,607	I 流動負債	367,776
現金及び預金	29,598,292	買掛金	91,927
売掛金	216,924	未払金	159,555
有価証券	12,499,668	未払法人税等	62,820
商品及び製品	46,100	未払費用	17,366
仕掛品	21,956	その他	36,106
原材料及び貯蔵品	264,217	II 固定負債	20,054,587
未収入金	562,626	転換社債型新株予約権付社債	19,883,974
その他	142,172	繰延税金負債	13,335
貸倒引当金	△1,350	資産除去債務	70,171
II 固定資産	4,887,630	その他	87,107
有形固定資産	4,303,918	負 債 合 計	20,422,363
建物	758,300	(純資産の部)	
構築物	8,807	I 株主資本	27,285,344
機械及び装置	44,541	資本金	16,511,767
車両運搬具	5,604	資本剰余金	16,447,767
工具、器具及び備品	130,375	資本準備金	16,447,767
貸貸用資産	175,917	利益剰余金	△ 5,674,189
土地	3,143,151	利益準備金	30
建設仮勘定	37,221	その他利益剰余金	△ 5,674,219
無形固定資産	57,675	繰越利益剰余金	△ 5,674,219
特許権	12,583	II 新株予約権	530,529
ソフトウェア	19,464		
その他	25,628	純 資 産 合 計	27,815,874
投資その他の資産	526,036	負 債 ・ 純 資 産 合 計	48,238,237
投資有価証券	314,850		
関係会社株式	27,302		
関係会社出資金	22,947		
長期前払費用	95,571		
その他	65,365		
資 産 合 計	48,238,237		

(千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(自 平成26年 4 月 1 日)
(至 平成27年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		588,631
売上原価		138,585
売上総利益		450,046
販売費及び一般管理費		1,943,753
営業損失		1,493,707
営業外収益		
受取利息	2,814	
助成金収入	636,911	
受託研究事業収入	133,520	
その他	44,712	817,959
営業外費用		
支払利息	4,360	
社債利息	14,503	
株式交付費	99,409	
固定資産圧縮損	82,463	
その他	10,256	210,992
経常損失		886,741
税引前当期純損失		886,741
法人税、住民税及び事業税	6,759	
法人税等調整額	△ 2,968	3,791
当期純損失		890,532

(千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	5,428,919	5,364,919	5,364,919	30	△4,783,687
当期変動額					
新株の発行	11,082,848	11,082,848	11,082,848	—	—
当期純損失	—	—	—	—	△890,532
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	11,082,848	11,082,848	11,082,848	—	△890,532
当期末残高	16,511,767	16,447,767	16,447,767	30	△5,674,219

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計		
	利益剰余金合計			
当期首残高	△ 4,783,657	6,010,180	—	6,010,180
当期変動額				
新株の発行	—	22,165,696	—	22,165,696
当期純損失	△890,532	△890,532	—	△890,532
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	—	—	530,529	530,529
当期変動額合計	△890,532	21,275,164	530,529	21,805,693
当期末残高	△ 5,674,189	27,285,344	530,529	27,815,874

(千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成 27 年 5 月 18 日

CYBERDYNE株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ			
指定有限責任社員			
業務執行社員	公認会計士	吉村孝郎	Ⓔ
指定有限責任社員			
業務執行社員	公認会計士	淡島國和	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、CYBERDYNE株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CYBERDYNE株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成 27 年 5 月 18 日

CYBERDYNE株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
指定有限責任社員 公認会計士 吉村孝郎 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 淡島國和 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、CYBERDYNE株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法およびその結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細

書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月25日

CYBERDYNE株式会社 監査役会

CYBERDYNE株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	藤谷 豊	Ⓜ
監査役（社外監査役）	Cornelis Vellekoop	Ⓜ
監査役（社外監査役）	岡村憲一郎	Ⓜ

以 上

第11回定時株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件（1）

1. 提案の理由

当社は、当社普通株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的として、平成27年7月31日（金）を基準日、平成27年8月1日（土）を効力発生日として、当社普通株式及びB種類株式について、それぞれ1株を2株とする株式分割を行うことといたしました。

かかる株式分割による発行済株式総数の増加に伴い、発行可能株式総数並びに普通株式及びB種類株式の発行可能種類株式総数を株式分割と同一の割合で増加させるものであります。

なお、本定款変更は、平成27年8月1日（土）をもって効力が生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3億4800万株</u> とする。 2. 当社の発行する種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 (1)普通株式 <u>3億915万株</u> (2)B種類株式 <u>3885万株</u>	(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6億9600万株</u> とする。 2. 当社の発行する種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 (1)普通株式 <u>6億1830万株</u> (2)B種類株式 <u>7770万株</u>

第2号議案 定款一部変更の件（2）

1. 提案の理由

適切な人材の招聘を円滑に行うとともに、「業務執行取締役でない取締役」や「監査役」に、期待される役割を十分に発揮していただくためには、改正会社法の施行に合わせて責任限定契約を締結することができる対象者を拡大することが必要なため、第38条第2項及び第48条第2項の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) 第38条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第48条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第38条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第48条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

平成25年10月23日開催の臨時株主総会で選任された当社の取締役7名のうち、中里智行は本年5月31日付で辞任し、他の6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	さん かい よし ゆき 山海嘉之 (昭和33年6月24日生)	平成15年7月 平成16年4月 平成16年6月 平成18年2月 平成19年7月 平成21年9月 平成22年3月 平成22年12月 平成23年5月 平成26年6月	筑波大学機能工学系教授 筑波大学大学院システム情報工学研究科教授(現任) 当社設立取締役 当社代表取締役社長(現任) Cyberdyne EU B.V. 取締役(現任) 筑波大学サイバニクス研究センター長(現任) CYBERDYNE DENMARK ApS取締役(現任) Cyberdyne Sweden AB取締役(現任) CYBERDYNE (Europe) GmbH取締役(現任) 内閣府 革新的研究開発推進プログラム(ImPACT) プログラム・マネージャー(現任) (重要な兼職の状況) 筑波大学大学院システム情報工学研究科教授 筑波大学サイバニクス研究センター長 内閣府 革新的研究開発推進プログラム(ImPACT) プログラム・マネージャー	普通株式 21,000株 B種類株式 38,848,000株
2	いち はし ふみ ゆき 市橋史行 (昭和53年5月1日生)	平成16年6月 平成17年5月 平成18年2月 平成19年10月 平成25年12月	当社設立取締役(現任) 当社代表取締役 メディカルインターフェース株式会社代表取締役 当社研究開発本部長 当社改善対応室情報戦略チームリーダー(現任)	普通株式 10,000株
3	う が しん じ 宇賀伸二 (昭和45年2月15日生)	平成6年4月 平成13年10月 平成17年4月 平成17年10月 平成19年6月 平成20年9月 平成21年2月 平成25年12月	株式会社トーメン入社 中央青山監査法人入所 公認会計士登録 プライスウォーターハウスクーパース入社 リッジウェイ・キャピタル・パートナーズ株式会社入社 当社入社 当社取締役(現任)兼財務経理部長 当社コーポレート部門責任者(現任)	普通株式 30,000株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
4	かわもと ひろあき 河本浩明 (昭和49年8月25日生)	平成16年6月 平成17年8月 平成18年2月 平成22年12月 平成27年4月	当社設立代表取締役 財団法人医療機器センター研究員 当社取締役(現任) Cyberdyne Sweden AB取締役(現任) 筑波大学大学院システム情報工学研究科准教授(現任) (重要な兼職の状況) 筑波大学大学院システム情報工学研究科准教授	普通株式 7,000株
5	なか た きん いち 中田金一 (昭和37年5月12日生)	平成元年7月 平成8年10月 平成8年11月 平成15年3月 平成15年10月 平成20年3月 平成20年6月	日本大学医学部勤務 日本人工臓器学会評議委員 医学博士取得 医用電磁駆動システム産業促進共同委員 日本大学医学部講師(現任) 日本冠動脈外科学会評議委員(現任) 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 日本大学医学部講師	-株
6	よしだ かず まさ 吉田和正 (昭和33年8月20日生)	昭和59年10月 平成15年6月 平成24年6月 平成25年2月 平成25年6月 平成26年6月	インテル コーポレーション入社 インテル株式会社代表取締役社長 オンキョー株式会社社外取締役(現任) 株式会社Gibson Guitar Corporation 社外取締役(現任) 当社社外取締役(現任) TDK株式会社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) オンキョー株式会社社外取締役 株式会社Gibson Guitar Corporation 社外取締役 TDK株式会社社外取締役	普通株式 30,000株
7	※ いま い ひかり 今井光 (昭和24年7月23日生)	昭和49年4月 昭和61年1月 平成5年4月 平成11年1月 平成19年11月 平成20年4月 平成24年4月	山一証券株式会社入社 モルガン・スタンレー証券会社入社 メリルリンチ証券株式会社入社 メリルリンチ日本証券株式会社副会長 株式会社レコフ取締役副社長 同代表取締役社長 オリンパス株式会社社外取締役(現任)	-株

(注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 中田金一氏、吉田和正氏及び今井光氏は社外取締役候補者であります。当社は、吉田和正氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

4. 社外取締役候補者の中田金一氏の選任理由について

- ① 中田金一氏を社外取締役候補者とした理由は、医師の資格を有しており、医学に関連した知見を生かした医師さらには医学博士としての専門的見地から、有用な意見をいただくことを期待するためであります。また、同氏は、これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、既に7年間当社の社外取締役として、公正且つ客観的な立場にたつて医師さらには医学博士としての専門的

見知から当社に対して適切な意見をいただいております、今後も引き続き取締役会の意思決定及び当社の事業に対して適切な指導をお願いできるものと判断しました。

- ② 中田金一氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって7年となります。
5. 社外取締役候補者の吉田和正氏の選任理由について
 - ① 吉田和正氏を社外取締役候補者とした理由は、世界的な先進企業の経営者としての豊富な国際経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待するためであります。
 - ② 吉田和正氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
 6. 社外取締役候補者の今井光氏の選任理由について
 - ① 今井光氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と幅広い知識及び社外取締役としての豊富な経験を当社の経営に反映していただくことを期待するためであります。
 7. 当社は、中田金一氏及び吉田和正氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において、各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、今井光氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定です。

なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。

 - ・ 社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社及び当社関係会社の取締役及び使用人並びに社外協力者に対して無償にて発行するストックオプションとしての新株予約権に関する募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

また、当社の取締役に割り当てる新株予約権は、金銭ではない報酬等に該当し、且つ、その額が確定していないため、平成18年5月31日開催の当社第2回定時株主総会においてご承認を頂いております取締役に対する金銭報酬枠とは別に、新株予約権に関する報酬等の具体的な内容及び具体的な算定方法についても、併せてご承認をお願いしたいと存じます。つきましては、当社の取締役（社外取締役を除く）に割り当てる新株予約権に関する報酬等の具体的な内容は、下記Ⅲ.記載のとおりとし、当該新株予約権に関する報酬等の額は、新株予約権1個当たりの公正価額に、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数を乗じた額とし、新株予約権の公正価額は新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）において、ブラック・ショールズ・モデルにより算定することといたしたく存じます。当社の取締役（社外取締役を除く）に対する新株予約権の割当ては、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的とし、新株予約権に関する報酬等の具体的な内容及び具体的な算定方法は、当社における取締役（社外取締役を除く）の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

現在の当社の取締役は6名（うち社外取締役は2名）であり、第3号議案のご承認が得られますと、当社の取締役は7名（うち社外取締役は3名）となり、ストックオプションとして割り当てる新株予約権の数は、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し200個を上限といたします。

- I. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること

等を目的として、当社及び当社関係会社の取締役及び使用人並びに社外協力者に対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行いたしたいと存じます。

II. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限及び金銭の払込みの要否

1. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記Ⅲ. に定める内容の新株予約権 500 個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式 50,000 株を上限とし、下記Ⅲ. 1. により付与株式数（以下に定義される）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

ただし、割当日の前日までに、当社が本総会並びに同日開催予定の普通株主様及びB種類株主様による各種類株主総会において、発行可能株式総数の変更に係る定款一部変更の議案が承認されることを条件に、平成 27 年 7 月 31 日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式及びB種類株式 1 株につき、それぞれ 2 株の割合をもって行う株式分割の効力発生日が到来する場合には、上記新株予約権の上限数及び新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の上限数を、それぞれ以下のとおり調整する。

- ・ 新株予約権の上限数 1,000 個
- ・ 新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の上限数 当社普通株式 100,000 株

2. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

III. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は 100 株とする。ただし、割当日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

当該調整後付与株式数を適用する日については、3. (2) ①の規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値をいい、以下、これらを総称して「終値」という）に 1.20 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる）とする。ただし、行使価額は下記 3. に定める調整に服する。

3. 行使価額の調整

- (1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。
- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

- ① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- ② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。
- (3) 上記(1)①及び②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は

公告する。

4. 新株予約権を行使することができる期間

発行決議日後2年を経過した日から8年間とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 5. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記 7. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記 10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の 2017 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下、「本 C B」という）が償還される日までは、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が一度でも本 C B の転換価額（当該転換価額が当社普通株式の株式分割又は株式併合等により調整さ

れた場合には、当該調整後の転換価額をいう)以上としない限り、本
新株予約権を行使することができない。

- (2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使
することができない。

以 上

普通株主様による種類株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 定款一部変更の件

第 11 回定時株主総会参考書類の 28 頁に記載の第 1 号議案「定款一部変更の件（1）」の内容と同一です。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 茨城県つくば市吾妻1-10-1
ノバホール 大ホール



交通アクセス

●電車の場合

TXつくばエクスプレス「つくば駅」下車 A3出口より徒歩3分

※秋葉原—つくば駅間 きっぷ：1,190円、ICカード：1,183円

●車の場合

1. 常磐自動車道桜土浦ICより桜・学園都市方面へ
2. 2つ目の歩道橋のある交差点（大角豆（さきぎ））を右折して東大通りを北へ約3km
3. 途中片側2車線から3車線になってから3つ目の交差点（学園東）を左折
4. 2つ目の交差点（大清水公園前）の右手奥に見えるのがノバホールです。

※ お近くの有料駐車場をご利用下さい。（駐車場の割引サービスは実施しておりません。）

●高速バスの場合

東京駅八重洲南口高速バス乗り場より運行中

「つくばセンター行き」つくばセンター下車後、徒歩3分